

令和3年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査
調査結果の概要1（公立学校分）

資料1

■ 主な調査結果の前年度比較

項目（調査対象）	令和3年度	令和2年度	増減
暴力行為の発生件数 （公立小・中・高等学校）	8,435件	8,032件	403件 増加
いじめの認知件数 （公立小・中・高・特別支援学校）	30,835件	23,061件	7,774件 増加
いじめの解消率			
令和4年3月31日現在の状況	74.6%	70.5%	4.1ポイント 増
令和4年7月20日現在の状況【県独自】	93.9%	92.1%	1.8ポイント 増
公立小・中学校 長期欠席者数			
新型コロナウイルスの感染回避を含む	29,023人	20,582人	8,441人 増加
うち小・中学校不登校児童・生徒数	16,656人	14,267人	2,389人 増加
うち新型コロナウイルスの感染回避	5,143人	2,056人	3,087人 増加
公立高等学校 長期欠席者数			
新型コロナウイルスの感染回避を含む	7,788人	8,427人	639人 減少
うち高等学校不登校生徒数	2,903人	2,417人	486人 増加
うち新型コロナウイルスの感染回避	728人	2,054人	1,326人 減少
中途退学者数 （公立高等学校）	1,879人	1,833人	46人 増加

* 「令和3年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」及び文部科学省の「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の調査結果をもとに、県内の公立学校の状況をまとめたもの

* 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

■ 目次

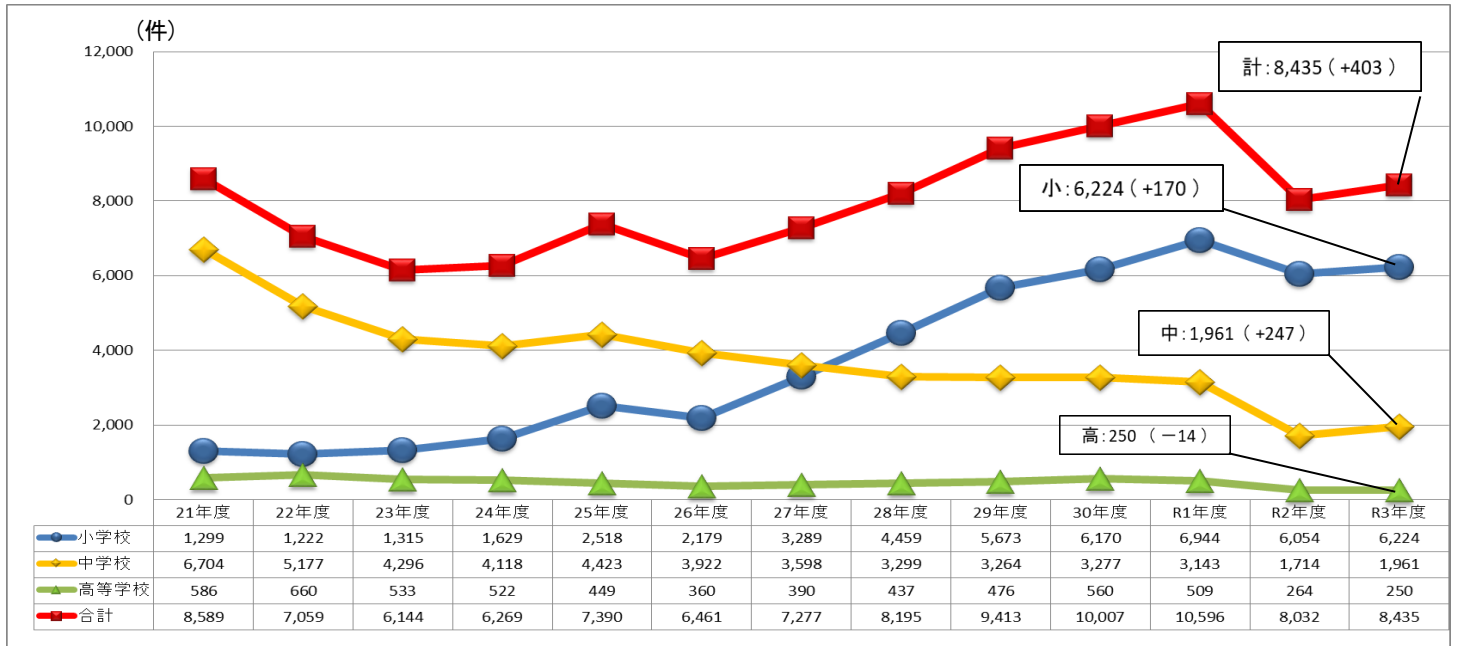
I 暴力行為について（公立小・中・高等学校）	・・・ 1
II いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）	・・・ 3
III 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）	・・・ 5
IV 長期欠席・不登校について（公立高等学校）	・・・ 8
V 中途退学者について（公立高等学校）	・・・ 8
[参考] 文部科学省による定義・調査基準	・・・ 9
VI 暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）	・・・ 12
VII 項目別調査結果の概要と捉えについて	
1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 14
2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校、県・市町村教委）	・・・ 15
3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）	・・・ 17
4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）	・・・ 20
5 中途退学者等の状況（公立高等学校）	・・・ 21
6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 21
7 出席停止の状況（公立小・中学校）	・・・ 22
8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）	・・・ 22
VIII 神奈川県教育委員会の主な取組について	・・・ 23

I 暴力行為について（公立小・中・高等学校）

*暴力行為の定義等は
9ページに記載しています。

暴力行為の発生件数は、小・中学校で増加しました

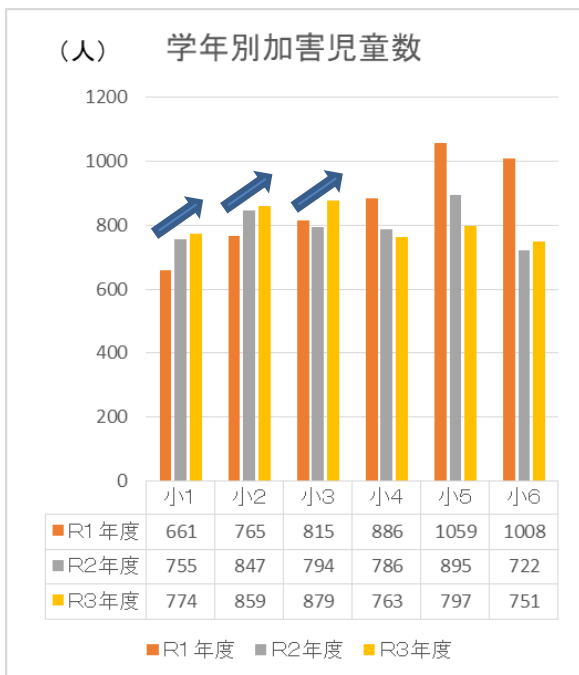
暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）



令和3年度、公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数の合計は、前年度より403件増加し8,435件でした。小・中学校で増加した一方で、高等学校の暴力行為は減少しました。

小学校第1・2・3学年で加害児童数が増加傾向

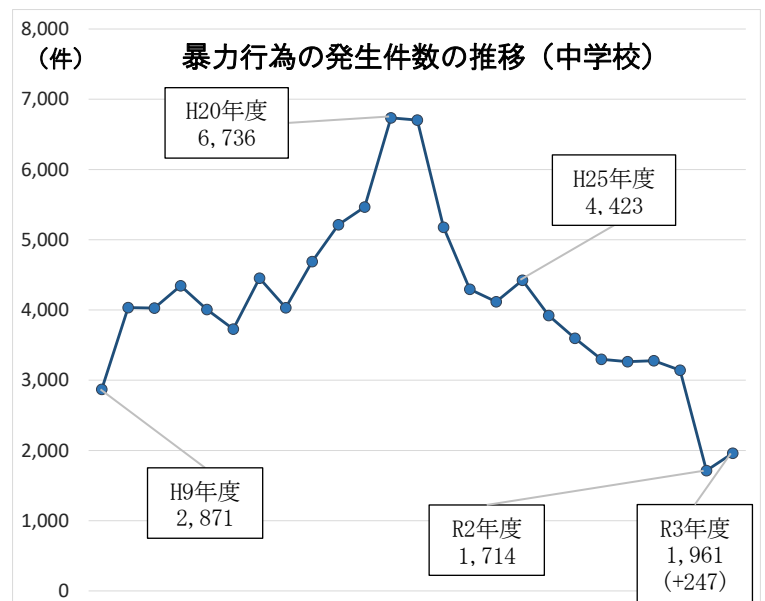
学年別の加害児童数は、令和2年度から実人数による計上に変更されました。そうした中、小学校第1・2・3学年で増加傾向が見られます。



暴力行為に対する毅然とした対応が必要です

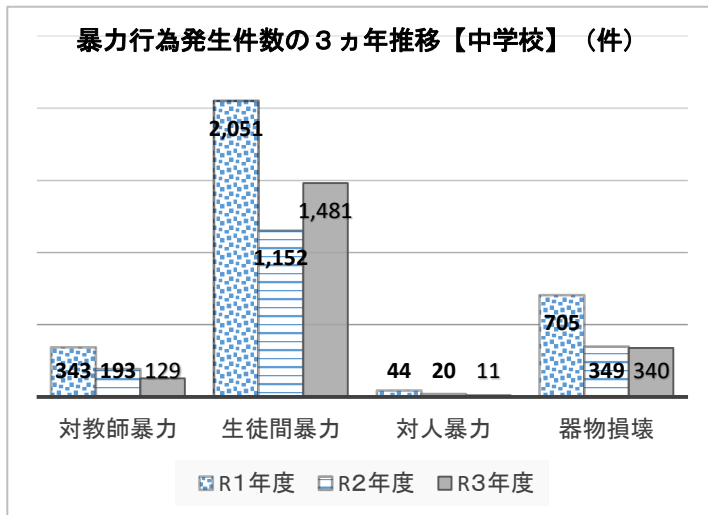
中学校での暴力行為の発生件数が、令和2年度と比較して、247件の増加となっています。発生件数が増加するのは、平成25年度以来8年ぶりです。

暴力行為はいかなる理由があっても許されるものではありません。引き続き、暴力行為の未然防止と起こった行為への毅然とした対応に努める必要があります。



※注：令和元年度は形態別の加害児童数を合計した延べ人数。令和2年度、令和3年度は実人数。

コミュニケーションスキルや、感情をコントロールできるスキルの指導が必要です

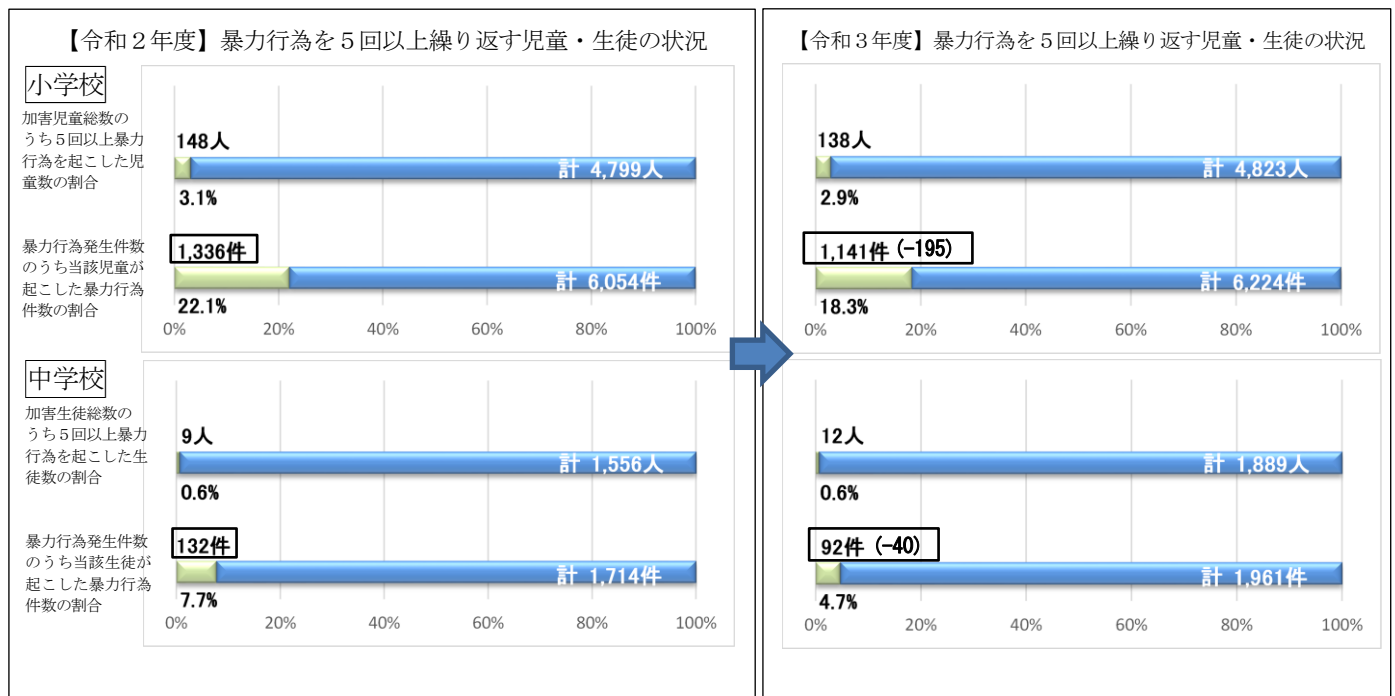


令和3年度の中学校の暴力行為の内訳を見ると「対教師暴力」や「対人暴力」、「器物損壊」については減少傾向にあります。一方、「生徒間暴力」は令和2年度に比べ増加しました。

学校では、生徒同士の温かい人間関係づくりにつながるよう、生徒が互いの思いを言葉で伝え合うことができるコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールできるスキルについて、引き続きしっかりと指導していく必要があります。

小・中学校において、暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒が起こした暴力行為の件数が減少しました【県独自項目】

今回、小・中学校ともに暴力行為の件数が増加しましたが、暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒が起こした暴力行為の件数は、令和2年度に比べ、小学校では195件、中学校では40件減少しました。



暴力行為を起こしてしまう児童・生徒は、自分の心の不安やストレスをうまく言葉に表せず、暴力行為におよんでしまう状況があります。また、暴力行為などの攻撃的な行動の背景には、家族関係の中にあるストレスや葛藤など、その子どもの置かれた環境に係る要因も考えられます。さらに、学校に係る要因として、授業を理解できないことも一因として挙げられます。

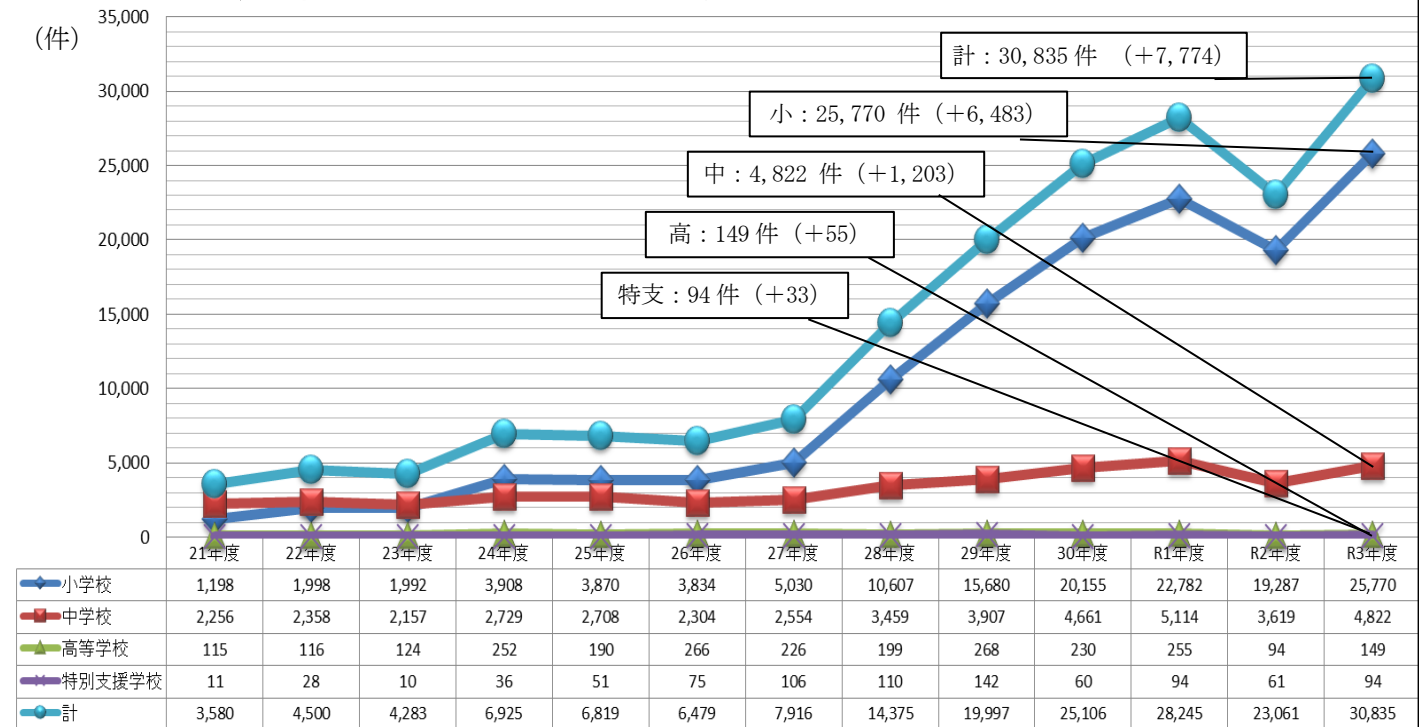
こうした心理的な課題や生活環境の課題等に対し、学校では、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童相談所や県警の少年相談・保護センターなどの関係機関と連携しながら、指導・支援に粘り強く取り組んでいくことが重要です。

II いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）

*いじめの定義等は
10ページに記載しています。

いじめの認知件数は、全ての学校種で増加しました

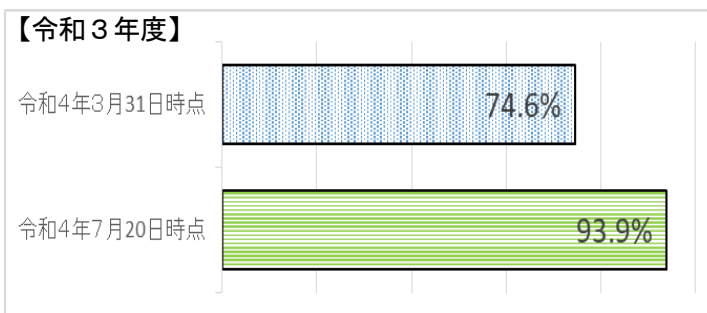
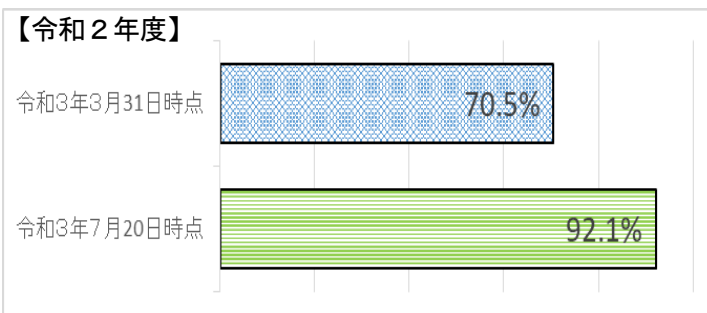
いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



令和3年度、公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和2年度より7,774件増加し、30,835件でした。全ての学校種において認知件数が増加しました。

解消に向けた継続的・組織的な指導・支援、見守りが重要です 【県独自項目】

【いじめの解消率（小・中・高・特支）】



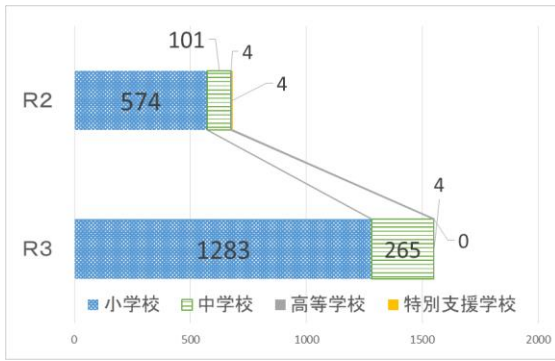
いじめの「解消率」は、年度末時点での調査に加え、本県では独自に、次年度の7月20日前後（夏季休業前）時点での調査を設けています。令和3年度の「解消率」は、令和2年度と比較して、どちらの時点においても上昇しています。

学校が、認知したいじめについて、年度を越えるケースについても、情報を引き継ぎ、指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられます。

学校では、チームでの対応を基本として、いじめが解消したとみなした後も、引き続き、関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要です。

すべての児童・生徒にとって、より相談しやすい環境を充実させる必要があります

【いじめられた児童・生徒の相談状況における「誰にも相談していない」件数(件)】

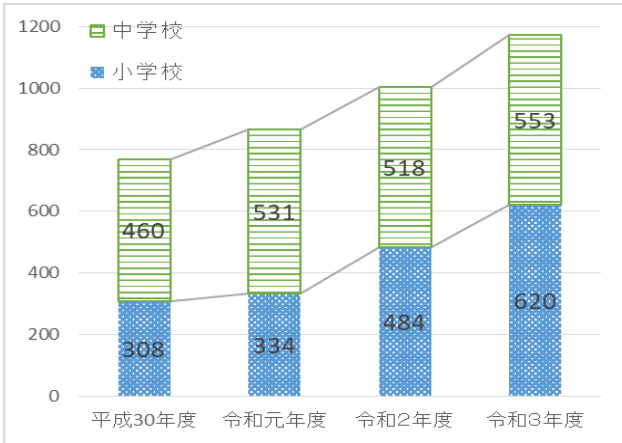


いじめられた児童・生徒の相談状況における「誰にも相談していない」件数は、令和2年度に比べ、小学校が2.2倍(574→1283)、中学校が2.6倍(101→265)の増加となっています。

児童・生徒にとって、自らSOSを発することは難しく、またいじめは周囲からは見えづらいものであることを踏まえ、学校では児童・生徒がより気軽に相談しやすい環境を整えていく必要があります。そのため、教員に加えスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの相談の専門家や、電話やSNS相談など、多様な相談窓口を充実させ、日ごろから周知徹底を図っていく必要があります。

学校と家庭の連携・協力による早期発見、早期対応が必要です

【「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数(件)】

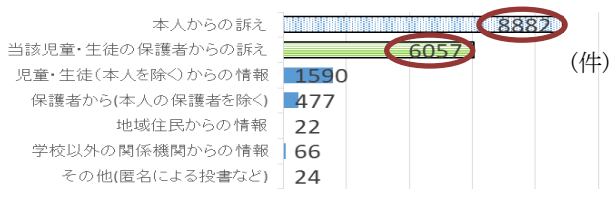


いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数が、平成30年度から令和3年度にかけて、小学校は2.0倍(308→620)、中学校は1.2倍(460→553)となっています。

いじめについては、未然防止の取組を進めるとともに、いじめを見逃さず、早期発見、早期対応に努める必要があります。SNS等におけるネット上のトラブルを防ぐためには、学校での情報モラル教育やICT機器を活用する際のスキル等の指導とともに、保護者と連携・協力し、家庭内のルールづくり等について充実を図ることが重要です。

児童・生徒がいじめを自分たちの問題としてとらえる指導が大切です

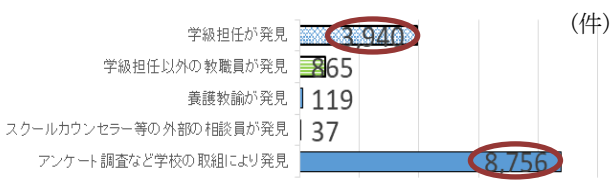
【学校の教職員等以外からの情報により発見(小・中・高・特)】



いじめの発見のきっかけとして、「本人からの訴え」、「アンケート調査など学校の取組により発見」、「当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え」、「学級担任が発見」の順に件数が多い状況です。

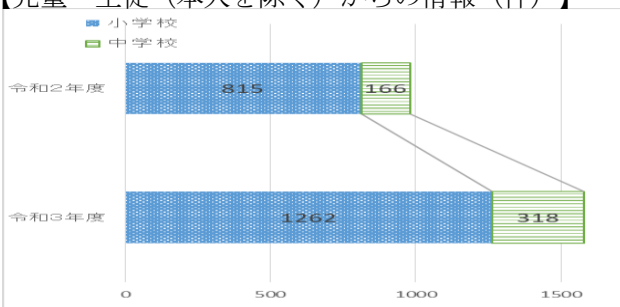
学校では、日常的な児童・生徒への声かけや観察、家庭との連携、定期的な面談やアンケート調査などを行い、児童・生徒の小さな変化やSOSを見逃すことのないよう、いじめの早期発見に努めていくことが重要です。

【学校の教職員等が発見(小・中・高・特)】



また、いじめの発見のきっかけとして、「児童・生徒(本人を除く)からの情報」の件数が令和2年度に比べ、小学校で1.5倍(815→1262)中学校で1.9倍(166→318)となっています。

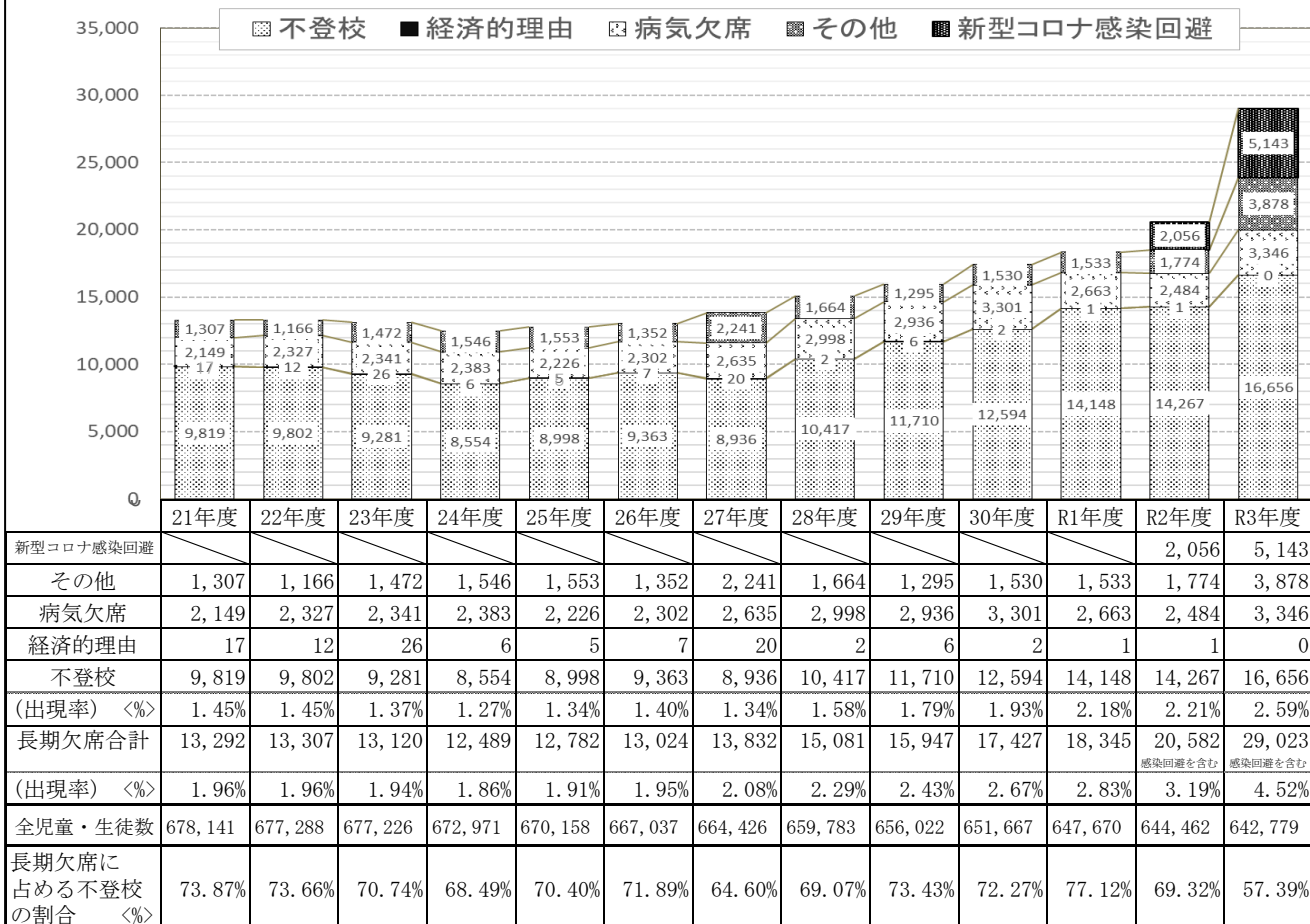
【児童・生徒(本人を除く)からの情報(件)】



学校では、児童・生徒自身がいじめを行わないことはもちろん、いじめと分かりながら何もしない「傍観者」とならないために、道徳科や児童・生徒会活動等を通じて、いじめを自分たちの問題として捉え、話し合うといった取組を引き続き行っていくことが大切です。

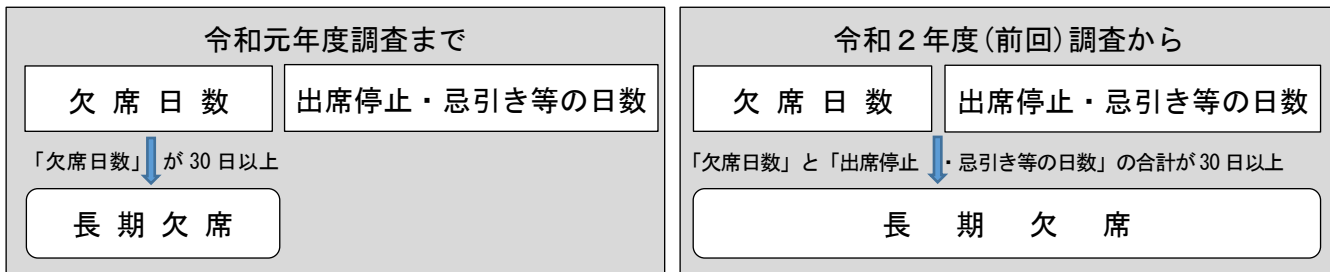
長期欠席者と不登校の児童・生徒数は、小・中学校で増加しています

理由別長期欠席者(年間に30日以上欠席した児童・生徒)数の推移(人) 【小・中学校合計】



新型コロナウイルスの感染回避を含めた、公立小・中学校における長期欠席者数は、29,023人で、令和2年度より8,441人増加しています。そのうち、不登校の児童・生徒数は16,656人で、令和2年度より2,389人増加しています。

令和2年度の調査から長期欠席の定義が変更され、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」のみでなく、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上であることを長期欠席としています。



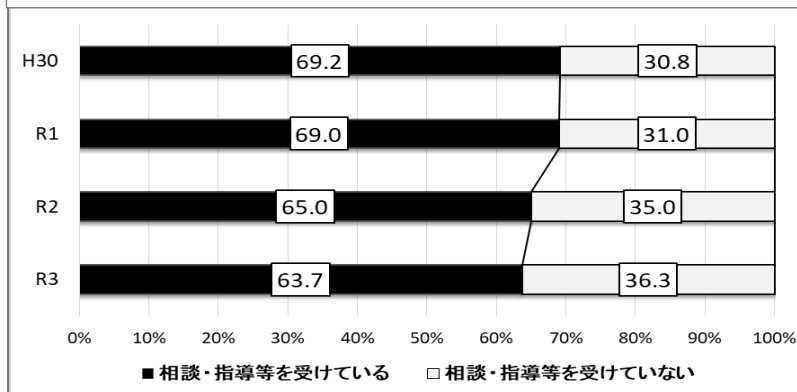
さらに欠席理由の区分として「新型コロナウイルスの感染回避」欄を新たに設けています。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、保護者から「感染が不安で休ませたい」と相談のあった児童・生徒について、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「欠席日数」ではなく「出席停止・忌引き等の日数」とすることが可能である旨を示していることから、「欠席日数」のみでは、長期にわたり登校していない児童・生徒の実態を正しく把握することができないとの考えから変更となったものです。

※なお学校では、感染が不安で登校しなかった日数について、指導要録上「出席停止」等の日数として記録し、欠席として扱っていません。

不登校の児童・生徒への「チーム支援」の取組が重要です

不登校児童・生徒の学校内外での相談・指導の状況 (%)



不登校の児童・生徒の36.3%が、学校内外での相談や支援を受けていない状況です。

学校では、児童・生徒が抱えている困難を早い段階から積極的に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、相談・医療・福祉等の関係機関につなげていく必要があります。

また、不登校の状況となっている児童・生徒に教育の機会を確保するうえで、市町村の教育支援センターや民間のフリースクール等、学校以外の多様な学びの場につないでいくことが重要です。

不登校は問題行動か ~全ての教職員、社会全体で不登校への理解を深めましょう~

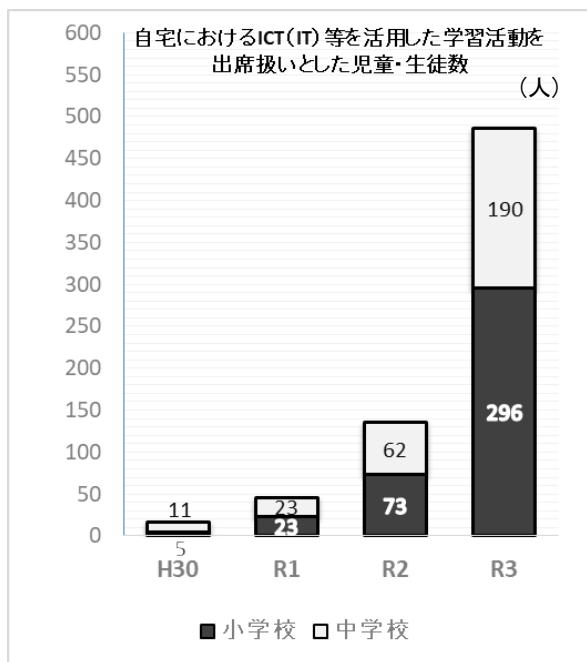
不登校は、

- 取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得ること
- 多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということ
- その行為を「問題行動」として判断してはならないこと
- 「不登校の児童・生徒が悪い」という根強い偏見を払拭すること

参考 神奈川県教育委員会

「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～」平成31年3月

不登校の児童・生徒へのICT等を活用した支援の取組が進んでいます



自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童・生徒数が増加しています。

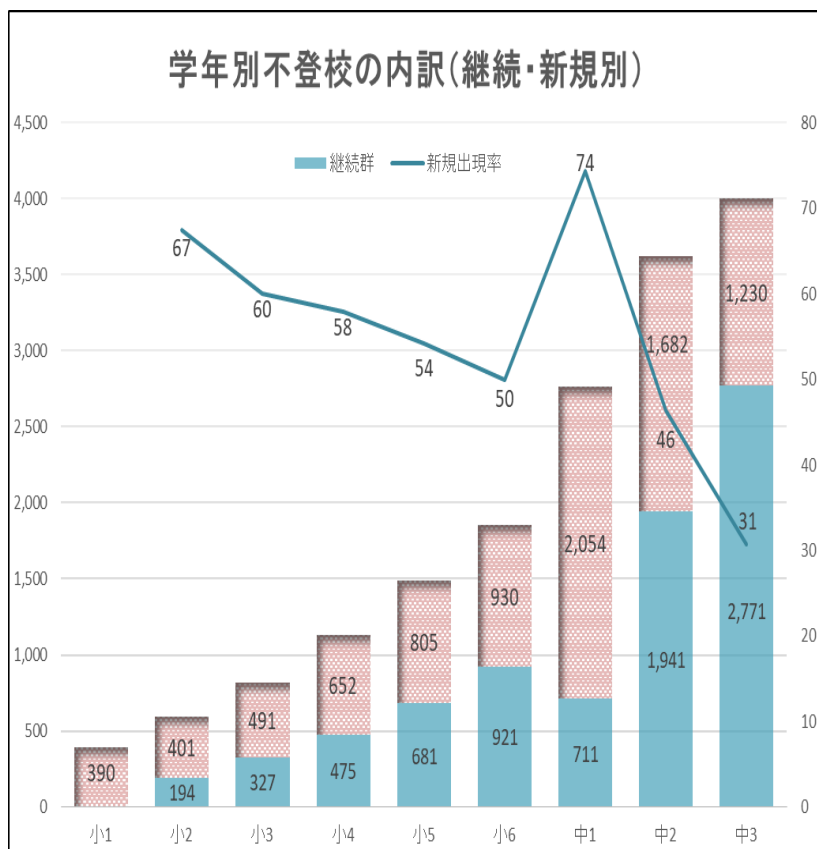
ICT等を活用した学習は、コロナ禍における学びの手段に留まらず、様々な理由で、学校に行くことのできていない児童・生徒の学びを支える手段として有効です。

公立小・中学校では、1人1台端末を活用して、オンラインで授業の様子を家庭に配信したり、担任が個別相談を行ったりするなどの取組が広がりつつあります。

今後は、こうした学校ごとの取組に加え、不登校支援の役割を担う、各市町村の教育支援センターが中心となり、不登校の児童・生徒、

一人ひとりの支援計画にICT等の活用を位置づけるなど、組織的、計画的に取り組んでいく必要があります。

児童・生徒の目線に立った「魅力ある学校づくり」が重要です



左のグラフは、不登校の児童・生徒数を、不登校が継続している人数と、新たに不登校になった人数に分けて表したものです。

令和3年度、小・中学校における新規の不登校の児童・生徒数は8,635人でした。その内、中学校1年生では2,054人となっています。

不登校の未然防止を図るうえで、児童・生徒にとって、魅力のある学校を目指した取組を進めることは重要です。

不登校の未然防止に向け、児童・生徒に意識調査を実施し、その結果を教育活動の改善に生かしながら、すべての教職員が、児童・生徒の目線に立って議論し、考えられる改善策を実践する、PDCAサイクルによる「魅力ある学校づくり」という取組があります。(下記参照)

ある中学校は、このPDCAサイクルの中で、「クラスの絆づくり」を改善策として、学級運営に取り組んだ結果、不登校の割合が2年間で約7%改善しました。

魅力ある学校づくりに取り組むうえで、すべての児童・生徒一人ひとりの活躍の場や役割をつくる「居場所づくり」や、児童・生徒主体の取組を工夫した「絆づくり」等の取組を進める必要があります。

【 魅力ある学校づくり 】

- ①実態を把握する：自分たちの学校生活をどう捉えているか、児童・生徒の声を把握
 - ・「学校が楽しい」、「授業がよく分かる」など4項目について、子どもたちの意識を調査
- ②教職員全体でプランを立てる：児童・生徒の捉えを受け、取組をプランニング
 - ・ 実際の結果と教職員が事前に期待した数値との差を見える化
 - ・ この差を埋める対策を、全ての教職員が、子どもの目線に立ち議論
- ③手立てを講じる：教職員主体の「居場所づくり」と児童・生徒中心の「絆づくり」の両輪の取組
 - ・ 議論、考えられる改善策を実践
- ④教職員全体で点検し見直す：児童・生徒にとって適切であったか、有効だったかを検証

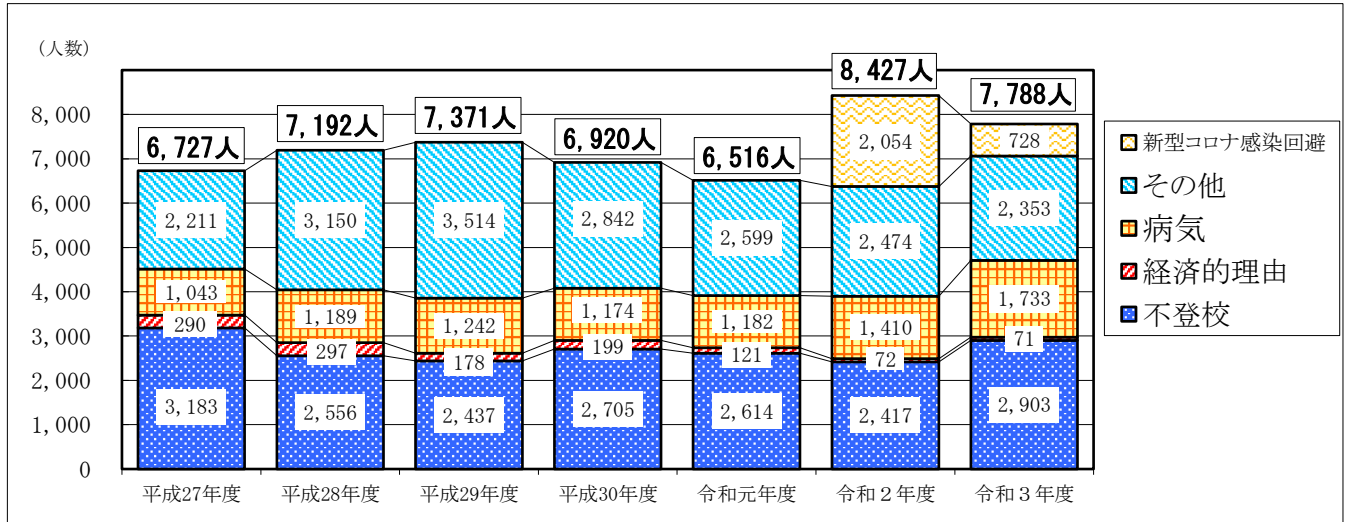
このサイクルを繰り返し、教職員と児童・生徒と一緒に学校生活を充実した魅力あるものにしていく取組

参考 文部科学省 魅力ある学校づくり調査研究事業 https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido_01.html

IV 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

長期欠席者数は減少、不登校生徒数は増加しました

公立高等学校における長期欠席者の推移 [全日制・定時制合計]



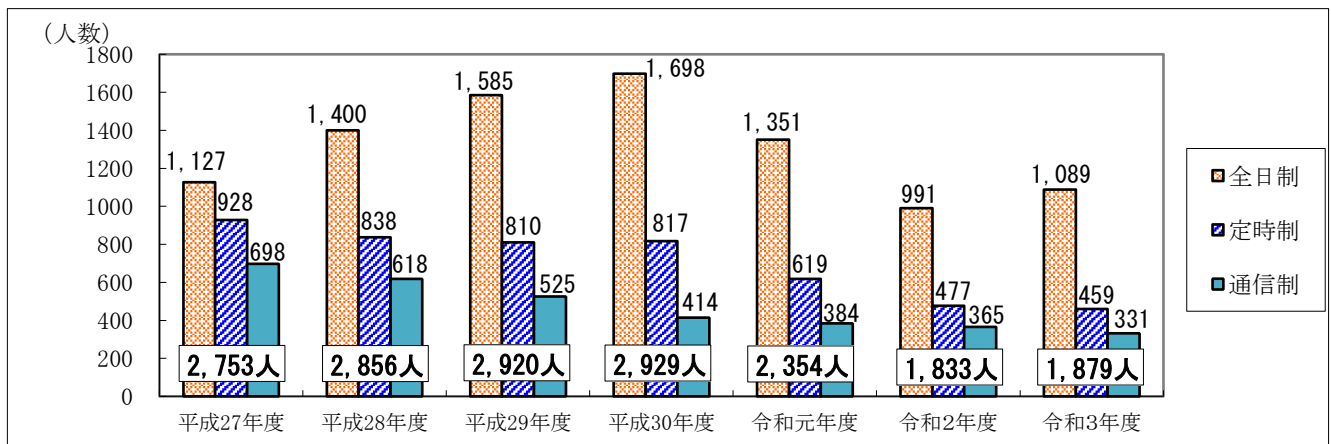
公立高等学校における長期欠席者数は、前年度より639人減少し、7,788人でした。そのうち、新型コロナウイルスの感染回避を理由とした長期欠席者数が、前年度より1,326人減少し、728人でした。

一方で、不登校生徒数は、前年度より486人増加し、2,903人でした。不登校は、環境によって誰にでも起こり得ることから、学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、生徒が抱えている困難を早い段階から積極的に把握し、相談・医療・福祉等の関係機関につなげていく必要があります。

V 中途退学者について（公立高等学校）

中途退学者数は全日制で増加、定時制・通信制で減少しました

公立高等学校における中途退学者数の推移 [全日制・定時制・通信制別]



退学率 (%)	年度						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	全日制	0.87	1.07	1.21	1.31	1.05	0.79
定時制	10.72	10.34	10.61	11.69	9.89	8.31	8.89
通信制	14.35	14.39	13.68	11.17	10.64	9.81	9.11

公立高等学校における中途退学者数は、1,879人でした(全日制は98人増加、定時制は18人減少、通信制は34人減少)。中途退学率については、全日制・定時制は上昇し、通信制では低下しました。

学校では、教育相談や学習指導をはじめとする、あらゆる学校生活の場面において、生徒一人ひとりに寄り添い、より丁寧な指導・支援を積み重ねていくことが重要です。

○「暴力行為」

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

○「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・ 教師の胸倉をつかんだ
- ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・ その他、教職員に暴行を加えた

○「**生徒間暴力**」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

○「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした
- ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた

○「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
- ・ トイレのドアを故意に壊した
- ・ 補修を要する落書きをした
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・ 他人の私物を故意に壊した
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象としています。

○「いじめ」

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

（注2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

（注3）「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

（注4）「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。

（注5）けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※いじめ防止対策推進法上の「いじめの重大事態」の定義は、P16に記載

○「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

「長期欠席者」とは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、1年間に30日以上登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

ただし、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由による日数を除き、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選びます。

また、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由による日数を除けば、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合には、「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選びます。(※ここでいう、「『出席停止・忌引き等の日数』のうち『欠席日数』に計上される可能性のない事由」は、学校教育法又は学校保健安全法等に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き、非常変災その他特に必要な場合で校長が出席しなくてもよいと認めたものを指します。)

○「病気」とは、「本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席したこと」です。(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む)

○「経済的理由」とは、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けないなければならない等の理由で長期欠席したこと」です。

○「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、「病気」や「経済的理由」「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く)」です。

◇「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない(できない)。

○「新型コロナウイルスの感染回避」とは、「新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しないこと、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断したこと」です。

○「その他」は、「上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」、のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」です。

◇「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。
- ・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる場合。
- ・新型コロナウイルスの感染の急拡大期に、学校又は教育委員会から推奨あるいは提示されたオンライン学習(オンラインと対面のハイブリッドで学習指導を行う場合を含む。)に参加したことによって、登校しなかった日数が30日以上となる場合。(新規項目)

VI 暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（県立中等教育学校（前期課程）を除く）

▲減少

	令和3年度				令和2年度				令和3年度、2年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	4,112	898	5,010	19.6	4,113	732	4,845	18.9	▲ 1	166	165	0.7
川崎市	194	147	341	3.3	129	150	279	2.7	65	▲ 3	62	0.6
相模原市	185	138	323	6.3	329	106	435	8.5	▲ 144	32	▲ 112	▲ 2.2
横須賀市	136	66	202	7.7	309	104	413	15.6	▲ 173	▲ 38	▲ 211	▲ 7.9
湘南三浦	523	200	723	9.4	451	211	662	8.6	72	▲ 11	61	0.8
県央	616	245	861	13.5	421	202	623	9.7	195	43	238	3.8
中	198	100	298	7.2	205	99	304	7.3	▲ 7	1	▲ 6	▲ 0.1
県西	260	159	419	18.4	97	104	201	8.7	163	55	218	9.7
神奈川県	6,224	1,953	8,177	12.7	6,054	1,708	7,762	12.1	170	245	415	0.6

2 いじめの認知件数〔地域別〕（県立中等教育学校（前期課程）を除く）

	令和3年度				令和2年度				令和3年度、2年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	6,168	1,388	7,556	29.5	4,527	1,001	5,528	21.6	1,641	387	2,028	7.9
川崎市	4,506	275	4,781	45.9	3,688	260	3,948	38.0	818	15	833	7.9
相模原市	862	284	1,146	22.4	903	211	1,114	21.6	▲ 41	73	32	0.8
横須賀市	1,069	110	1,179	45.1	630	116	746	28.1	439	▲ 6	433	17.0
湘南三浦	2,471	793	3,264	42.5	1,679	374	2,053	26.8	792	419	1,211	15.7
県央	3,560	496	4,056	63.5	2,465	355	2,820	44.0	1,095	141	1,236	19.5
中	5,393	838	6,231	150.8	4,253	720	4,973	119.0	1,140	118	1,258	31.8
県西	1,741	636	2,377	104.5	1,142	582	1,724	74.6	599	54	653	29.9
神奈川県	25,770	4,820	30,590	47.7	19,287	3,619	22,906	35.6	6,483	1,201	7,684	12.1

3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

※は1,000人あたりの人数

		令和3年度						令和2年度						令和3年度、2年度比較					
		長期欠席						長期欠席						長期欠席					
		計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナ 感染回避	その他	計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナ 感染回避	その他	計	不登校	病気	経済的理由	新型コロナ 感染回避	その他
横浜市	小	6,536	2,635	541	0	2,041	1,319	3,770	2,160	465	0	685	460	2,766	475	76	0	1,356	859
	中	5,370	3,981	387	0	601	401	4,065	3,527	250	0	200	88	1,305	454	137	0	401	313
	合計	11,906	6,616	928	0	2,642	1,720	7,835	5,687	715	0	885	548	4,071	929	213	0	1,757	1,172
	※	46.6	25.9					30.6	22.2					16.0	3.7				
川崎市	小	1,997	947	238	0	620	192	1,271	807	164	0	190	110	726	140	74	0	430	82
	中	1,877	1,506	264	0	75	32	1,689	1,370	169	0	119	31	188	136	95	0	▲ 44	1
	合計	3,874	2,453	502	0	695	224	2,960	2,177	333	0	309	141	914	276	169	0	386	83
	※	37.2	23.6					28.5	21.0					8.7	2.6				
相模原市	小	1,003	438	130	0	321	114	670	372	109	0	101	88	333	66	21	0	220	26
	中	1,157	929	92	0	104	32	965	868	60	0	22	15	192	61	32	0	82	17
	合計	2,160	1,367	222	0	425	146	1,635	1,240	169	0	123	103	525	127	53	0	302	43
	※	42.3	26.7					31.8	24.1					10.5	2.6				
横須賀市	小	679	376	108	0	93	102	467	261	86	0	48	72	212	115	22	0	45	30
	中	726	561	103	0	15	47	667	548	65	1	10	43	59	13	38	▲ 1	5	4
	合計	1,405	937	211	0	108	149	1,134	809	151	1	58	115	271	128	60	▲ 1	50	34
	※	53.8	35.9					42.7	30.5					11.1	5.4				
湘南三浦	小	1,548	729	218	0	342	259	1,002	602	119	0	122	159	546	127	99	0	220	100
	中	1,697	1,218	282	0	125	72	1,326	1,022	164	0	42	98	371	196	118	0	83	▲ 26
	合計	3,245	1,947	500	0	467	331	2,328	1,624	283	0	164	257	917	323	217	0	303	74
	※	42.3	25.4					30.4	21.2					11.9	4.2				
県央	小	1,856	564	172	0	297	823	1,118	465	171	0	194	288	738	99	1	0	103	535
	中	1,688	1,165	192	0	106	225	1,245	927	139	0	47	132	443	238	53	0	59	93
	合計	3,544	1,729	364	0	403	1,048	2,363	1,392	310	0	241	420	1,181	337	54	0	162	628
	※	55.5	27.1					36.8	21.7					18.7	5.4				
中	小	786	360	191	0	115	120	649	294	153	0	112	90	137	66	38	0	3	30
	中	925	627	198	0	79	21	855	533	203	0	85	34	70	94	▲ 5	0	▲ 6	▲ 13
	合計	1,711	987	389	0	194	141	1,504	827	356	0	197	124	207	160	33	0	▲ 3	17
	※	41.4	23.9					36.0	19.8					5.4	4.1				
県西	小	576	218	105	0	169	84	350	165	81	0	61	43	226	53	24	0	108	41
	中	565	375	118	0	39	33	432	324	72	0	13	23	133	51	46	0	26	10
	合計	1,141	593	223	0	208	117	782	489	153	0	74	66	359	104	70	0	134	51
	※	50.2	26.1					33.8	21.2					16.4	4.9				
神奈川県	小	14,981	6,267	1,703	0	3,998	3,013	9,297	5,126	1,348	0	1,513	1,310	5,684	1,141	355	0	2,485	1,703
	中	14,005	10,362	1,636	0	1,144	863	11,244	9,119	1,122	1	538	464	2,761	1,243	514	▲ 1	606	399
	合計	28,986	16,629	3,339	0	5,142	3,876	20,541	14,245	2,470	1	2,051	1,774	8,445	2,384	869	▲ 1	3,091	2,102
	※	45.2	25.9					31.9	22.1					13.3	3.8				

湘南三浦地域	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央地域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中地域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西地域	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

Ⅶ 項目別調査結果の概要と捉えについて

1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 1～6）

ア 暴力行為の発生件数は **8,435件** と前年度より **増加**（前年度より 403件 増加）

イ 校種別内訳

小学校	6,224件	増加	(前年度より 170件 増加)
中学校	1,961件	増加	(前年度より 247件 増加)
高等学校	250件	減少	(前年度より 14件 減少)

ウ 形態別内訳

対教師暴力	771件	減少	(前年度より 237件 減少)
生徒間暴力	6,504件	増加	(前年度より 605件 増加)
対人暴力	29件	減少	(前年度より 25件 減少)
器物損壊	1,131件	増加	(前年度より 60件 増加)

エ 加害児童・生徒数（実人数）

小学校	4,823人	増加	(前年度より 24人 増加)
中学校	1,889人	増加	(前年度より 333人 増加)
高等学校	297人	減少	(前年度より 56人 減少)

オ 学年別加害児童・生徒数（実人数）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人 数	774	859	879	763	797	751	853	646	390
(前年度比)	(+19)	(+12)	(+85)	(-23)	(-98)	(+29)	(+93)	(+168)	(+72)
学 年	高1	高2	高3・4						
人 数	116	101	80						
(前年度比)	(-52)	(+3)	(-7)						

カ 暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒の状況【県独自項目】

○ 該当児童・生徒数（加害児童・生徒総数（実人数）に占める割合）

小学校	138人	(2.9%)	減少	(前年度より 10人 減少)
中学校	12人	(0.6%)	増加	(前年度より 3人 増加)

○ 該当児童・生徒が起こした暴力行為発生件数（発生件数全体に占める割合）

小学校	1,141件	(18.3%)	減少	(前年度より 195件 減少)
中学校	92件	(4.7%)	減少	(前年度より 40件 減少)

(2) 調査結果の捉え

- 小・中・高における暴力行為の発生件数の合計は、前年度に比べて増加した。
- 暴力行為の発生件数の増加は、児童・生徒にコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールできるスキルが身に付いていない傾向があることが、一因であると考えられる。
- 令和2年度の調査から、学年別の加害児童・生徒数の計上を、延べ人数から実人数に変更した。その中で、小学校を学年別に見ると、1・2・3学年の加害児童数が増加の傾向となっている。小学校の低学年において、保護者と連携、協力しながら、児童間の人間関係づくりの指導を充実させていく必要がある。
- 中学校での暴力行為の発生件数は、前年度と比べ増加した。発生件数が増加するのは、平成25年度以来8年ぶりとなった。暴力行為はいかなる理由があっても許されるものではない。引き続き、暴力行為の未然防止と起こった行為への毅然とした対応に努める必要がある。

中学校の暴力行為の内訳を見ると、「対教師暴力」や「対人暴力」、「器物損壊」については減少傾向にあるが、「生徒間暴力」は前年度と比べ増加している。生徒同士の温かい人間関係づくりにつながるよう、生徒が互いの思いを言葉で伝え合うコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールできるスキルについて、引き続きしっかりと指導していく必要がある。

- 今回、小・中学校ともに暴力行為の件数が増加したが、暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒が起こした暴力行為の件数は減少した。

暴力行為を起こしてしまう児童・生徒は、自分の心の不安やストレスをうまく言葉に表せず、暴力行為へおよんでしまう傾向がある。

また、攻撃的な行動の背景には、家族関係の中にあるストレスや葛藤など、その子どもが置かれた環境に係る要因も考えられる。

こうした心理的な課題や生活環境の課題等に対し、学校では心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童相談所や県警の少年相談・保護センターなどの関係機関と連携しながら、指導・支援に粘り強く取り組んでいくことが重要である。

2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校、県・市町村教育委員会）

（1）調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 7～13）

ア いじめの認知件数は **30,835件**（前年度より 7,774件 増加）

イ 校種別内訳

小学校	25,770件	増加	（前年度より 6,483件 増加）
中学校	4,822件	増加	（前年度より 1,203件 増加）
高等学校	149件	増加	（前年度より 55件 増加）
特別支援学校	94件	増加	（前年度より 33件 増加）

ウ いじめ認知件数のうち、警察に相談・通報した件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
警察に相談・通報した件数 （前年度）	53件 (40件)	49件 (44件)	4件 (4件)	2件 (2件)
警察に相談・通報した割合 （前年度）	0.2% (0.2%)	1.0% (1.2%)	2.7% (4.3%)	2.1% (3.3%)

エ いじめの現在の状況＜解消しているものの割合＞

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
令和4年3月31日現在の状況 （前年度）	74.9% (70.5%)	72.6% (70.5%)	87.2% (73.4%)	87.2% (63.9%)
令和4年7月20日現在の状況【県独自項目】 （前年度）	94.7% (92.5%)	89.6% (90.1%)	91.3% (89.4%)	97.9% (68.9%)

【参考】いじめの解消（いじめ防止のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）より抜粋）

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事業も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

オ 学年別いじめの認知件数（小・中・高等学校）

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
件数	4,200	4,704	4,740	4,296	4,263	3,567	2,397	1,573	852
（前年度比）	(+870)	(+1367)	(+1549)	(+695)	(+1019)	(+983)	(+556)	(+402)	(+245)
学年	高1	高2	高3・4						
件数	77	36	36						
（前年度比）	(+27)	(+6)	(+22)						

（特別支援学校）

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
件数	1	1	3	3	0	0	2	2	3
（前年度比）	(+1)	(+1)	(+2)	(+2)	(-2)	(±0)	(±0)	(+1)	(+1)
学年	高1	高2	高3						
件数	49	12	18						
（前年度比）	(+33)	(-5)	(-1)						

カ いじめの態様（上位3項目）	（小・中・高・特別支援学校）	
① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	16,223件	（52.6%）
② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	6,490件	（21.0%）
③ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	3,300件	（10.7%）

キ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組（上位3項目）	（小・中・高・特別支援学校）	
① いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	1,486校	（99.4%）
② 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った	1,453校	（97.2%）
③ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	1,416校	（94.7%）

ク いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法（上位3項目）	小・中・高・特別支援学校	
① アンケート調査の実施	1,486校	（99.4%）
② 個別面談の実施	1,170校	（78.3%）
③ 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童・生徒との間で日常的に行われている日記等	546校	（36.5%）

ケ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
重大事態発生校数	5校	3校	0校	0校	8校
（前年度）	（7校）	（5校）	（0校）	（0校）	（12校）
重大事態発生件数	5件	3件	0件	0件	8件
（前年度）	（8件）	（6件）	（0件）	（0件）	（14件）
うち、第28条第1項第1号	3件	1件	0件	0件	4件
（前年度）	（2件）	（1件）	（0件）	（0件）	（3件）
うち、第28条第1項第2号	3件	2件	0件	0件	5件
（前年度）	（7件）	（6件）	（0件）	（0件）	（13件）

【参考】いじめの「重大事態」（いじめ防止対策推進法第28条及び第30条より抜粋）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

コ いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

	策定済み		策定に向けて検討中		策定するかどうかを検討中		策定しない		計	
	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)
県	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
市町村	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	33	100.0

（2）調査結果の捉え

- 小・中・高・特別支援学校、全ての学校種でいじめの認知件数が、前年度に比べて増加した。
- いじめの認知件数の増加は、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果と評価できる一方、現に多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたということも事実であり、教育委員会として重く受け止めている。
- 暴力行為と同様に、コミュニケーションや自分の感情をコントロールするスキルなどが、身に付いていない傾向があることも増加の一因と考えられる。

- 「いじめの現在の状況」で「解消しているものの割合」が令和3年度末時点で74.6%、令和4年7月20日（夏季休業前）時点で93.9%となっており、いずれも前年度に比べ上昇している。学校が、認知したいじめについて、年度を越えるケースについても、情報を引き継ぎ、指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられる。学校では、チームでの対応を基本として、いじめが解消したとみなした後も、引き続き関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要である。
- いじめられた児童・生徒の相談状況における「誰にも相談していない」児童・生徒の人数は、令和2年度に比べ、小・中学校ともに増加している。
児童・生徒にとって、自らSOSを発することは難しく、またいじめは周囲から見えづらいものであることを踏まえ、学校では、児童・生徒がより気軽に相談しやすい環境を整えていく必要がある。そのため、教員に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの相談の専門家や、電話やSNS相談など、多様な相談窓口を充実させ、日ごろから周知徹底を図っていく必要がある。
- いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数については、小・中学校における増加が見られる。
いじめについては、未然防止の取組を進めるとともに、いじめを見逃さず、早期発見・早期対応に努める必要がある。SNS等におけるネット上のトラブルを防ぐためには、学校での情報モラルやICT機器を活用する際のスキルの指導とともに、保護者と連携・協力し、家庭内のルールづくり等について充実を図ることが重要である。
- いじめの発見のきっかけとして、「本人からの訴え」、「アンケート調査など学校の取組により発見」、「当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え」、「学級担任が発見」の順に件数が多い状況である。
学校では、日常的な児童・生徒への声かけや観察、家庭との連携、定期的な面談やアンケート調査等を行い、児童・生徒の小さな変化やSOSを見逃すことのないよう、いじめの早期発見に努めていくことが重要である。
また、いじめの発見のきっかけとして、「児童・生徒(本人を除く)からの情報」が、前年度調査に比べ増加している。学校では、児童・生徒自身がいじめを行わないことはもちろん、いじめと分かりながら何もしない「傍観者」とならないために、道徳科や児童・生徒会活動等を通じて、いじめを自分たちの課題として捉え、話し合うといった取組を引き続き行っていくことが大切である。

3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP.14~22）

ア 長期欠席児童・生徒数は **29,023人**（前年度より 8,441人 増加）、
出現率は 4.52%（前年度より 1.33ポイント 上昇）

小学校	長期欠席児童数	14,981人	(前年度より 5,684人 増加)
	出現率	3.40%	(前年度より 1.31ポイント 上昇)
中学校	長期欠席生徒数	14,042人	(前年度より 2,757人 増加)
	出現率	6.94%	(前年度より 1.31ポイント 上昇)

イ 理由別長期欠席者

① 病気は **3,346人**（前年度より 862人 増）、
出現率は 0.52%（前年度より 0.13ポイント 上昇）

小学校	児童数	1,703人	(前年度より 355人 増加)
	出現率	0.39%	(前年度より 0.09ポイント 上昇)
中学校	生徒数	1,643人	(前年度より 507人 増加)
	出現率	0.81%	(前年度より 0.24ポイント 上昇)

② 経済的理由は 0人 (前年度より 1人 減)、
出現率は 0.00% (前年度より 増減なし)

小学校	児童数	0人	(前年度より 増減なし)
	出現率	0.00%	(前年度より 増減なし)
中学校	生徒数	0人	(前年度より 1人 減少)
	出現率	0.00%	(前年度より 増減なし)

③ 不登校は 16,656人 (前年度より 2,389人 増)、
出現率は 2.59% (前年度より 0.38ポイント 上昇)

小学校	児童数	6,267人	(前年度より 1,141人 増加)
	出現率	1.42%	(前年度より 0.27ポイント 上昇)
中学校	生徒数	10,389人	(前年度より 1,248人 増加)
	出現率	5.13%	(前年度より 0.57ポイント 上昇)

④ 新型コロナウイルス感染回避は 5,143人 (前年度より 3,087人 増)、
出現率は 0.80% (前年度より 0.48ポイント 上昇)

小学校	児童数	3,998人	(前年度より 2,485人 増加)
	出現率	0.91%	(前年度より 0.57ポイント 上昇)
中学校	生徒数	1,145人	(前年度より 602人 増加)
	出現率	0.57%	(前年度より 0.30ポイント 上昇)

⑤ その他は 3,878人 (前年度より 2,104人 増)、
出現率は 0.60% (前年度より 0.32ポイント 上昇)

小学校	児童数	3,013人	(前年度より 1,703人 増加)
	出現率	0.68%	(前年度より 0.38ポイント 上昇)
中学校	生徒数	865人	(前年度より 401人 増加)
	出現率	0.43%	(前年度より 0.20ポイント 上昇)

ウ 長期欠席に占める不登校の割合

小学校	41.8%	(前年度より 13.3ポイント 下降)
中学校	74.0%	(前年度より 7.0ポイント 下降)
小・中合計	57.4%	(前年度より 11.9ポイント 下降)

エ 学年別不登校児童・生徒数

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人 数	390	595	818	1,127	1,486	1,851	2,765	3,623	4,001
(前年度比)	(+90)	(+124)	(+138)	(+228)	(+249)	(+312)	(+461)	(+260)	(+527)

オ 欠席日数別不登校児童・生徒数 (不登校児童・生徒全体に占める割合)

年間30日～89日の欠席	7,035人	(42.2%)	前年度	6,255人	(43.8%)
年間90日以上	9,621人	(57.8%)	前年度	8,012人	(56.2%)
年間出席日数が10日以下	2,073人	(12.4%)	前年度	1,850人	(13.0%)
年間出席日数が0日	557人	(3.3%)	前年度	560人	(3.9%)

カ 不登校児童・生徒への指導結果状況

① 指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合

小学校	30.9%	(前年度より 2.0ポイント 下降)
中学校	26.7%	(前年度より 2.3ポイント 下降)

② 指導中の児童・生徒の割合

小学校	69.1%	(前年度より 2.0ポイント 上昇)
中学校	73.3%	(前年度より 2.3ポイント 上昇)

キ 相談・指導を受けた学校外の機関

小学校 (上位3項目) (不登校の児童総数に占める割合)

- ① 病院、診療所 958人 (15.3%)
- ② 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> 892人 (14.2%)
- ③ 児童相談所、福祉事務所 488人 (7.8%)

中学校 (上位3項目) (不登校の生徒総数に占める割合)

- ① 病院、診療所 1,408人 (13.6%)
- ② 教育支援センター(適応指導教室) 768人 (7.4%)
- ③ 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> 755人 (7.3%)

ク 学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた人数及び不登校の児童・生徒数に占める割合

小学校	2,719人	(前年度より	326人	増加)	43.4%	(前年度より	3.3ポイント	下降)
中学校	3,815人	(前年度より	546人	増加)	36.7%	(前年度より	0.9ポイント	上昇)
小・中合計	6,534人	(前年度より	872人	増加)	39.2%	(前年度より	0.5ポイント	下降)

(2) 調査結果の捉え

- 新型コロナウイルスの感染回避を含めた、小・中学校における長期欠席者数は、令和2年度に比べ増加した。

また、不登校の児童・生徒数も、令和2年度に比べ増加した。

- 「適度な休養の必要性」等の「教育機会確保法」の趣旨の理解が進んでいることも考えられるが、新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で人間関係を築くなど、登校する意欲がわきにくい状況にあったこと等も、背景として考えられる。

- 不登校の児童・生徒の36.3%が、学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない状況となっている。

学校では、児童・生徒が抱えている困難を早い段階から積極的に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、相談・医療・福祉等の関係機関につなげていく必要がある。

また、不登校の状況となっている児童・生徒に、教育の機会を確保するうえで、市町村の教育支援センターや民間のフリースクール等、学校以外の多様な学びの場につないでいくことが重要である。

- 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童・生徒が増加した。

ICT等を活用した学習は、コロナ禍における学びの手段に留まらず、様々な理由で学校に行くことができていない児童・生徒の学びを支える手段として有効である。

公立小・中学校では、1人1台端末を活用して、オンラインで授業の様子を家庭に配信したり、担任が個別相談を行ったりするなどの取組が広がりつつある。

今後は、こうした学校ごとの取組に加え、不登校支援の役割を担う、各市町村の教育支援センターが中心となり、不登校の児童・生徒一人ひとりの支援計画にICTの活用を位置付けるなど、組織的、計画的に取り組んでいく必要がある。

- 不登校の未然防止を図るうえで、児童・生徒にとって魅力ある学校を目指した取組を進めることは重要である。

児童・生徒に意識調査を実施し、その結果を教育活動の改善に生かしながら、すべての教職員が児童・生徒の目線に立って議論し、考えられる改善策を実施する、PDCAサイクルによる「魅力ある学校づくり」に取り組む必要がある。

4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP.23～30）

- ア 長期欠席生徒数は**7,788人**（前年度より639人減少）
 出現率は6.11%（前年度より0.32ポイント下降）
 うち、新型コロナウイルスの感染回避を理由とした長期欠席生徒数は**728人**（前年度より1,326人減少）

課程別の内訳

全日制	長期欠席生徒数	5,792人	（前年度より797人減少）
	出現率	4.74%	（前年度より0.52ポイント下降）
定時制	長期欠席生徒数	1,996人	（前年度より158人増加）
	出現率	38.67%	（前年度より6.64ポイント上昇）

- イ うち、不登校生徒数は**2,903人**（前年度より486人増加）
 出現率は2.28%（前年度より0.44ポイント上昇）

課程別の内訳

全日制	不登校生徒数	2,064人	（前年度より411人増加）
	出現率	1.69%	（前年度より0.37ポイント上昇）
定時制	不登校生徒数	839人	（前年度より75人増加）
	出現率	16.25%	（前年度より2.94ポイント上昇）

- ウ 不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等
 病院や診療所、民間団体等の機関で相談・指導等を受けた実人数 427人 14.71%
 （前年度より65人増加 0.27ポイント下降）
 養護教諭やスクールカウンセラーに専門的な相談を受けた実人数 960人 33.07%
 （前年度より169人増加 0.34ポイント上昇）

（2）調査結果の捉え

- 公立高等学校の長期欠席生徒数は減少した。そのうち、新型コロナウイルスの感染回避を理由とした長期欠席生徒数は減少（1,326人減少）した一方で、学校生活に対する不安や人間関係の変化などにより、不登校生徒数は増加（486人増加）したと考えられる。
- 教育相談コーディネーターを中心として、校内の教育相談体制を充実させるとともに、拠点校に配置しているスクールカウンセラーを積極的に活用して、心理面のケアや、精神的な成長を促すための助言等に取り組んでいる。同様に、スクールソーシャルワーカーを拠点校に配置し、必要に応じて外部機関と連携しながら、生徒の生活環境を整えるなどの支援を行っている。
- 不登校は、環境によって誰にでも起こり得ることから、学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、生徒が抱えている困難を早い段階から積極的に把握し、相談・医療・福祉等の関係機関につなげていくことが必要である。

5 中途退学者等の状況（公立高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 31～33）

ア 中途退学者数は **1,879人**（前年度より46人増加）

課程別の内訳

全日制	中途退学者数	1,089人	（前年度より 98人増加）
	中途退学率	0.89%	（前年度より 0.10ポイント上昇）
定時制	中途退学者数	459人	（前年度より 18人減少）
	中途退学率	8.89%	（前年度より 0.58ポイント上昇）
通信制	中途退学者数	331人	（前年度より 34人減少）
	中途退学率	9.11%	（前年度より 0.70ポイント下降）

イ 中途退学に至った理由について

全日制	進路変更	448人・41.1%	（前年度 427人・43.1%）
	学校生活・学業不適合	399人・36.6%	（前年度 384人・38.7%）
	学業不振	109人・10.0%	（前年度 82人・8.3%）
定時制	進路変更	184人・40.1%	（前年度 218人・45.7%）
	学校生活・学業不適合	138人・30.1%	（前年度 133人・27.9%）
	その他の理由	55人・12.0%	（前年度 54人・11.3%）
通信制	その他の理由	282人・85.2%	（前年度 303人・83.0%）
	進路変更	33人・10.0%	（前年度 42人・11.5%）
	家庭の事情	7人・2.1%	（前年度 6人・1.6%）

ウ 懲戒による退学者数は0人（前年度0人）

（2）調査結果の捉え

- 公立高等学校における中途退学者数は増加した。課程別では、全日制は増加し、定時制、通信制では減少した。定時制の中途退学者数は減少したものの、在籍生徒数が減少（576人減少）したため、定時制の中途退学率は前年度より高くなった（0.58ポイント上昇）。
- 学校では教員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど相談の専門家が日常的に生徒と関わり、お互いの信頼関係の下で、生徒の抱える課題に応じた適切な支援につなげられる体制づくりが必要と考えられる。
- さらに、教育相談や学習指導をはじめとする、あらゆる学校生活の場面において、生徒一人ひとりに寄り添い、より丁寧な指導・支援を積み重ねていくことが重要である。

6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 34）

小学生 1人、中学生 9人、高校生 13人、合計 23人
（前年度 小 0人 中 13人 高 14人 計 27人）

（2）調査結果の捉え

- 令和3年度、本県の公立学校において、23人の児童・生徒の尊い命が失われたことを重く受け止め、自殺予防の取組をより一層推進していくことが必要である。
- 児童・生徒自身が、悩みに対処する方法を知り、自分のことで困ったときや、友だちの変化に気づいたときなどに、信頼できる大人や専門機関等に相談できるようにすることが重要である。

- 学校教育全体を通じ、「いのちの授業」を始めとする「いのちを大切に教育」を推進するとともに、自殺予防に向けては、各学校において、児童・生徒の発達段階等に応じて、次のような取組をより一層充実していくことが重要である。
 - ・児童・生徒の状況を把握するためのアンケートや個人面談の充実及び全教職員での確実な情報共有
 - ・教育相談コーディネーターを中心としたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働による教育相談体制の充実
 - ・校内の相談窓口をはじめ、「24時間子どもSOSダイヤル」「SNSいじめ相談@かながわ」等、相談窓口の周知徹底
 - ・各学校における「SOSの出し方に関する教育」の推進
 - ・「自殺対策に関する出前講座」の活用など、教員研修の実施
 - ・児童相談所や保健所等の保健福祉機関や医療機関、県警少年相談・保護センター等の警察機関など、関係機関との連携

7 出席停止の状況（公立小・中学校）

- (1) 調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 35）
 小学生 0件、中学生 0件、合計 0件（前年度 小 0件 中 0件 計 0件）

(2) 調査結果の捉え

- 令和3年度、県内の公立小・中学校における出席停止の該当はなかった。今後も日頃から問題行動等の未然防止に努めるとともに、問題が長期化、重篤化しないよう学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等による密接な連携、協力のもと、早い段階から対応していくことが重要である。

8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）

- (1) 調査結果の概要（詳細データは **資料2** のP. 36～38）
 県・市町村（含む政令指定都市）における教育相談機関は 47機関、教育相談員数 356人、1機関あたり 7.6人。教育相談件数は 49,417件。

(2) 調査結果の捉え

- 暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、不登校の児童・生徒数がそれぞれ増加していることや、新型コロナウイルス感染症にかかる児童・生徒の不安やストレス等への対応に向けては、学校内の教育相談だけでなく、学校外における教育相談の重要性が高まっている。今後も、教育相談機関や施設について、引き続き周知していくとともに、児童・生徒本人及び保護者等が相談しやすい環境となるよう、学校と教育相談機関等が連携した取組を充実させていくことが重要である。

Ⅷ 神奈川県教育委員会の主な取組について

神奈川県元気な学校ネットワークの推進 (H23～)

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

学びをつくる(魅力ある学校づくり)

■魅力ある学校づくり調査研究事業 (R元～)

横須賀市教育委員会と連携し、不登校の未然防止に向けて、児童・生徒一人ひとりにとっての魅力ある学校づくりを推進するとともに、取組の成果を全県に普及する。

■かながわ学びづくり推進地域研究委託事業 (H19～)

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動等や不登校の未然防止を図る。

■学級経営支援事業 (H27～)

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、問題行動等の未然防止を図る。特に3、4年生の学級経営に焦点をあて、必要な指導の在り方や方法等を検証する。

■小学校高学年教科担任制推進事業 (R4～)

専科担当教員の配置と学級担任間の授業交換による指導により、小学校高学年における教科担任制を推進することで、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や校内の組織的な指導力・対応力の向上を図る。

■教育相談コーディネーターの養成・配置 (H16～)

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置する。

学びを支える(関係機関との連携)

■県学校・フリースクール等連携協議会 (H18～)

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けて支援している。

■相談窓口の開設 (H6～)

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年からは24時間受付体制を整備し、また「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を変え、対応している。

■SNSを活用したいじめ相談 (H30～)

平成30年度から、「SNSいじめ相談@かながわ」を実施。令和2年度から県内全ての中高生を対象に、通年(5月～3月)で実施している。

■スクールカウンセラー活用事業 (H7～)

(R4) 中学校：全中学校に配置(政令市は独自に配置) 小学校：中学校に配置のSCが対応

高 校：全高等学校及び中等教育学校に96人のSCで対応。

スクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所に配置(H27～)…SCの相談業務の支援等

■スクールソーシャルワーカー活用事業 (H21～)

(R4) 小・中学校：4教育事務所に配置(政令・中核市は独自に配置)

高 校：30校を拠点として配置。全県立学校に対応。

社会とつながる(家庭・地域との協働)

■「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」(H23～)

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ地域フォーラム」を開催している。





■小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進 (H29～)

保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクール導入の促進を支援している。




「いのち」の授業の推進 (H24～)

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。各学校等で行われているいのちを大切にすることをめぐむ様々な実践<道徳や各教科等の時間、防災教育、食育の指導、外部講師の招聘、福祉や農業などのボランティア活動等>を「いのちの授業」として収集、ホームページにて公開。

【参考】


児童・生徒指導全般に関する資料	
<p>「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」 神奈川県教育委員会 平成30年6月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/seitosidou-handbook.html</p>	
<p>＜作成の趣旨＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・暴力行為など児童・生徒の問題行動や不登校等の要因・背景は多様化・複雑化し、解決に向けては困難の度合いが増しています。また、教職員の世代交代が進む中、これまで積み重ねてきた児童・生徒指導の基本理念や方法を継承していくことが課題となっています。 ○ そこで、県教育委員会では、児童・生徒が現在抱えている課題への対応や、教職員で共有・継承していくべき効果的な指導方法等について整理をし、学校現場での事案対応や校内研修等で活用できる指導資料を作成することとしました。 <p>＜コンセプト＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、児童・生徒指導は日々の学校生活のどのような部分を担っているのか、その目的はどこにあるのか等、全ての教職員で共有・継承したい基本理念や具体的な手法、事例等を記載しました。 ○ 文部科学省の「学習指導要領」や「生徒指導提要」を基盤に、これまで県教育委員会が課題別に作成してきた各種指導資料等を盛り込み、「学級づくり」や「授業づくり」の基本から問題行動や不登校等の防止、対応まで網羅しました。 ○ 経験の浅い教職員が児童・生徒指導を正しく理解できるとともに、児童・生徒指導のベテランの教職員にも、改めて児童・生徒指導の基本や喫緊の課題への対応等について再認識してもらえる資料を目指しました。 	
<p>「自己肯定感を高めるための支援プログラム」 神奈川県教育委員会 平成29年5月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/seitosidou/jikokouteikan.html</p>	
<p>「子どもが輝く学級経営につながる学級担任の指導ポイント」 神奈川県教育委員会 平成4年2月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/gakkyukeiei-point.html</p>	
<p>「支援を必要とする児童・生徒の教育のために（令和3年3月版）」 神奈川県立総合教育センター 令和3年3月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/documents/r3shiensassi.pdf</p>	




<p>「インクルーシブな学校づくり Ver. 3.0」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/r01/pdf/%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%AF%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%96%E3%81%AA%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8AVer.3.0.pdf</p>	
<p>「〈小学校・中学校・高等学校〉教員の「思い」から始まる コミュニケーション能力育成のための実践事例集」 神奈川県立総合教育センター 平成28年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h27/pdf/27005%E3%82%B3%E3%83%9F%E3%83%A5%E3%83%8B%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3.pdf</p>	
<p>「生徒の自己理解を促す共感的な対話」 神奈川県立総合教育センター 平成26年4月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Snavi/soudanSnavi/documents/jikorikai-leaf.pdf</p>	




<p>不登校に関する資料</p>	
<p>「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して ～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～」 神奈川県教育委員会 平成31年3月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r303leaf.pdf</p>	
<p>「不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて ～学校とフリースクール等による子どもたちへの支援のために～」 神奈川県教育委員会 令和3年9月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r309kaitei.pdf</p>	
<p>「自分らしくゆっくり学ぼう ～将来の社会的自立に向けて～」 神奈川県教育委員会 令和3年11月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/2021jibun.pdf</p>	

<p>「神奈川県不登校対策検討委員会 報告書【最終版】」 神奈川県教育委員会 平成23年5月 改定</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/documents/hutoukoukentouhoukoku.pdf</p>	
<p>「学校ができる 教員ができる 不登校の未然防止」 神奈川県立総合教育センター 平成24年5月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Snavi/kadaiSnavi/pdf/futoukoubousi24/futoukoubousi24-01.pdf</p>	
<p>いじめに関する資料</p>	
<p>「いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項」 県教育委員会教育長・各市町村教育委員会教育長 平成29年2月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/863565.pdf</p>	
<p>「保護者・地域の皆様へ すべてのいじめを見逃さない、見過ごさない」 神奈川県教育委員会 平成29年5月 改訂</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/893321.pdf</p>	
<p>「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」 神奈川県教育委員会 平成25年7月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/609246.pdf</p>	
<p>「学校のいじめ初期対応のポイント」 神奈川県教育委員会 平成25年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579712.pdf</p>	
<p>「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」 神奈川県教育委員会 平成25年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579714.pdf</p>	

<p>「かながわ いのちの授業 指導資料」 神奈川県教育委員会 令和3年4月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/11791/inochishidoushiryou.pdf</p>	
<p>「『傍観者』に焦点を当てたいじめ防止の取組」教員用指導リーフレット 神奈川県教育委員会 令和3年7月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12393/boukansya.pdf</p>	
<p>「〈小学校・中学校〉『道徳教育の充実』を目指した 道徳科の授業づくり実践事例集」 神奈川県立総合教育センター 平成29年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h28/pdf/%E9%81%93%E5%BE%B3%E5%AE%9F%E8%B7%B5%E4%BA%8B%E4%BE%8B%E9%9B%86.pdf</p>	
<p>「〈中学校〉『いじめ対策に係る取組アンケート』調査結果報告」 神奈川県立総合教育センター 平成29年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h28/pdf/%E3%81%84%E3%81%98%E3%82%81%E5%AF%BE%E7%AD%96%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%EF%BC%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%EF%BC%89.pdf</p>	
<p>「いじめのない学校づくりのために ～小学校・中学校・高等学校・特別支援学校校種を越えたメッセージ～」 神奈川県立総合教育センター 平成26年5月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Snavi/kadaiSnavi/pdf/%E3%81%84%E3%81%98%E3%82%81%E3%81%AE%E3%81%AA%E3%81%84%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8A%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AB.pdf</p>	

<p>関係機関との連携等に関する資料</p>	
<p>「スクールカウンセラー業務ガイドライン」 神奈川県教育委員会 平成28年3月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/845225.pdf</p>	

<p>「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」 ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～ 神奈川県教育委員会 平成23年 3月</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/katuyougaidorain.pdf</p>	
<p>「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」 2 ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～ 「関係機関との連携支援モデル」 神奈川県教育委員会 平成26年 3月 一部改訂</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/katuyougaidorain2.pdf</p>	
<p>「子どもの健全育成プログラム」 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部生活援護課 令和3年10月版</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p1062265.html</p>	

<p>教育相談・学習支援等に関する資料</p>	
<p>「必携 かながわの学びづくり」 神奈川県教育委員会 平成28年 6月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/manabi/hikkeikanagawa.html</p>	
<p>「外国につながるのある児童生徒への指導・支援の手引き」 神奈川県教育委員会 令和2年 7月改訂</p>	
<p>http://www.pref.kanagawa.jp/documents/64369/tebiki_r2_kaitei.pdf</p>	
<p>「実感につなげよう！今、求められる授業改善Ver2」 神奈川県立総合教育センター 令和2年 3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/r01/pdf/01008%E5%AE%9F%E6%84%9F%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%AA%E3%81%92%E3%82%88%E3%81%86%EF%BC%81%E4%BB%8A%E3%80%81%E6%B1%82%E3%82%81%E3%82%89%E3%82%8C%E3%82%8B%E6%8E%88%E6%A5%AD%E6%94%B9%E5%96%84Ver2.pdf</p>	

「教育のユニバーサルデザイン～小中一貫教育（小中連携）の視点から～」
神奈川県立総合教育センター 平成30年3月



[https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h29/pdf/
%E5%B0%8F%E4%B8%AD%E4%B8%80%E8%B2%AB.pdf](https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h29/pdf/%E5%B0%8F%E4%B8%AD%E4%B8%80%E8%B2%AB.pdf)

「カリキュラム・マネジメントで改善・充実の好循環へ
チーム学校が、パワーになる！」
神奈川県立総合教育センター 平成29年7月



[https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h29/pdf/
%E3%82%AB%E3%83%AA%E3%82%AD%E3%83%A5%E3%83%A9%E3%83%A0%E3%83%BB%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88.pdf](https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h29/pdf/%E3%82%AB%E3%83%AA%E3%82%AD%E3%83%A5%E3%83%A9%E3%83%A0%E3%83%BB%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88.pdf)

自殺等に関する資料

「児童・生徒の自殺予防に向けた ころサポートハンドブック」（改訂版）
神奈川県教育委員会 令和4年3月改訂



<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/>

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
文部科学省 平成22年3月



[http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/08/13/14
08018_001.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/08/13/1408018_001.pdf)

「＜小学校＞自らのいのちを守るために
～援助希求的態度の育成／危険予測・回避能力の育成～（令和元年度版）」
神奈川県立総合教育センター 令和2年3月



[https://edu-ctr.pen-kanagawa.jp/kankoubutu/r01/pdf/
01007%E3%81%84%E3%81%AE%E3%81%A1%E3%82%92%E5%AE%88%E3%82%8B.pdf](https://edu-ctr.pen-kanagawa.jp/kankoubutu/r01/pdf/01007%E3%81%84%E3%81%AE%E3%81%A1%E3%82%92%E5%AE%88%E3%82%8B.pdf)

体罰防止に関する資料

「体罰防止ガイドライン」

神奈川県教育委員会 平成25年7月



<http://www.pref.kanagawa.jp/documents/10861/201307.pdf>

新型コロナウイルス感染症対策に関する資料

「学校における新型コロナウイルス感染症対策のための

手引き（幼稚園、小・中学校等）」

神奈川県教育委員会 令和3年4月



http://www.pref.kanagawa.jp/documents/74955/corona_tebiki.pdf

「市町村立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（小・中学校）」

神奈川県教育委員会 令和2年5月



<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62690/bessi3.pdf>